

目指せ！高血圧ゼロのまち・境港
ニコニコ健康チャレンジ協賛施設等に係る実施要項

1 目的

この事業は、健康寿命の延伸に向け、高血圧予防を主眼とした市民の健康づくりを支援するために、健康的な生活習慣の推進に取り組む業者が運営する店舗並びに施設等（以下「施設等」という。）を市が「ニコニコ健康チャレンジ協賛施設等」（以下「チャレンジ施設等という。）として設置することにより、市民が高血圧予防に取り組みやすい環境をつくることを目的とする。

2 事業内容

市は、1に定める目的に賛同し、高血圧予防の生活習慣を広く市民へ普及啓発を行うことを目的として、次の事項の取組内容を実施する施設等をチャレンジ施設等とする。

3 手続等

（1）対象施設等

食事 ※低塩・減塩（以下「減塩」という。）

- ① 減塩をよびかける取り組み
- ② 減塩の日（17日）の普及
- ③ 減塩メニューの提供（1品1gあるいは1食3g未満）
- ④ 減塩レシピの設置
- ⑤ 減塩食育講座の実施
- ⑥ 減塩調味料、減塩食品の活用、設置
- ⑦ 減塩食品の製造、販売
- ⑧ 野菜を使ったメニューの提供（1食120g以上）
- ⑨ 野菜（1日350g）の摂取を促す啓発
- ⑩ その他（ ）

運動

- ① 歩くことの効果について啓発
- ② 健康な身体づくりにつながる運動遊び
- ③ 運動に関する講座の実施
- ④ 施設内にウォーキングコースの設置
- ⑤ その他（ ）

喫煙

- ① 喫煙、受動喫煙について啓発
- ② 施設内において、受動喫煙防止の実施
- ③ 施設内において禁煙を実施
- ④ その他（ ）

自己管理しやすい環境づくり

- ① 施設内に血圧計の設置
- ② 職員の健診・がん検診の促進
- ③ その他（ ）

情報発信

- ① 市が提供するチラシなどを施設内に設置
- ② その他（ ）

(2) チャレンジ施設等の募集

境港市ホームページへ掲載、関係機関等への働きかけにより広く募集する。

(3) チャレンジ施設等の申出

チャレンジ施設等として希望する施設等は、境港市長に対し、申出書（様式1）により申し込むものとする。

(4) チャレンジ施設等を表す証の交付

境港市長は、(3)の申出書を受理した日から速やかにチャレンジ施設等を表す証（「のぼり旗」「タペストリー」「ステッカー」のいずれかと啓発物電子データ。以下「チャレンジ施設等の証」という。）を交付するものとする。

(5) チャレンジ施設等の証の使用の交付基準

次のいずれかに該当する場合は、チャレンジ施設等の証の利活用の趣旨に反するものとして交付しないものとする。

- ① 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- ② 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ③ 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- ④ 「ニコニコ健康チャレンジ協賛施設等」のイメージをおとしめるおそれのある場合
- ⑤ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- ⑥ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ⑦ 過去1年間、食品衛生法上の営業停止など不利益処分を受けたことがないこと。
- ⑧ その他交付することが不相当と認められる場合

(6) 情報発信

境港市長は、(4)の交付後、適宜ホームページ、高血圧予防マップ等で公表するものとする。

(7) チャレンジ施設等の証の表示

チャレンジ施設等は、施設内外等に何らかの形で表示するものとする。

(8) 啓発物電子データの使用方法

啓発物データを使用する際は、次の事項を遵守すること。

- ① 定められたデザイン、カラーに従って使用する。
- ② その他交付に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する。

(9) 取消しの申出

チャレンジ施設等は、取組内容を満たさなくなった場合、速やかにチャレンジ施設等の証を取り除き、取消申出書（様式2）を境港市長へ提出するものとする。なお、チャレンジ施設等の証の返還は不要。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和7年8月1日から施行する。